

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

三重国民年金 事案 1108

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から同年3月まで
申立期間当時、国民年金保険料は、妻が、集金により夫婦二人分を納付していた。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間と同期間を含め、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録等により国民年金保険料の納付日が確認できる期間について、申立人及びその妻の納付日は全て同じであることから、申立人及びその妻の納付行為は基本的に同一であったと考えられ、申立期間について、あえて申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成4年7月から5年3月まで
③ 平成16年7月から18年2月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に集金人が来たので、母親が納付していた。

申立期間③については、姉から、私の代わりに国民年金保険料の免除申請手続をしておいたと聞いているが、申請免除期間となっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付済みであることから、あえて申立期間①について保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立期間②直後の平成5年4月から同年7月までについて、国民年金保険料の申請免除期間となっていることから、未納であった後に免除申請手続を行ったとする記録に不自然さは見受けられない上、申立人には、申立期間②のほかにも、未納期間の後に申請免除期間となっている期間が散見され、申立期間②が未納期間となっていることが不自然であるとは言い難い。

また、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢等のため聴取に応じることができないことから、申立期間②に係る納付状況が不明である上、申立期間②について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③についても、申立人は、申立人の姉が国民年金保険料の

免除申請手続を行ったとしているが、その姉の所在は不明としているため、申立期間③に係る免除申請手続についての供述を得ることができず、免除申請の状況が不明である。

加えて、申立人が居住する市を管轄する年金事務所において、申立期間③の年度である平成 16 年度及び 17 年度の免除申請書及び免除申請却下つづりを確認しても、申立人に係る免除申請書等は見当たらなかった。

このほか、申立期間②について国民年金保険料納付していたこと、及び申立期間③について保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から22年6月26日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を20年9月から21年8月までは30万円、同年9月から22年5月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から22年6月26日まで
申立期間の標準報酬月額について、ねんきん定期便と給与明細書の内容が異なっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年5月1日から22年6月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年5月1日から20年9月1日までの期間について

は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から22年6月26日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

厚生年金特例法を適用する期間については、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年7月1日までの期間については、上記賃金台帳から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成12年5月1日から20年1月1日までの期間については、A社は賃金台帳を保管していないが、B町から提出された所得(課税)証明書及び給与支払報告書によると、平成12年から19年における社会保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額より低額又はおおむね一致していることが確認できる上、当該期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)の標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生年金保険法を適用する期間について、申立人のオンライン記録によると、申立期間のうち、平成20年9月1日から22年6月26日までの期間は11万

8,000円と記録されている。

しかし、上記給与支払明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の設定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年9月から21年8月までは30万円、同年9月から22年5月までは20万円に訂正することが必要である。

三重国民年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成4年1月から7年6月までの期間及び同年10月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から同年12月まで
② 平成4年1月から7年6月まで
③ 平成7年10月から9年1月まで

申立期間当時の収入は少なかったため、申立期間①は国民年金保険料を納付していたが、その後の申立期間②及び③については、保険料の免除申請をして、認めてもらっていたはずである。いずれの申立期間も未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続についての具体的な記憶は無い上、納付していたとする国民年金保険料額も、実際の金額と大きく異なっているなど、申立期間①に係る保険料納付についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成4年7月又は同年8月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、申立期間①については、加入手続後、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は遡及納付について記憶に無い上、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の後、平成9年4月にA市に転居するまで

の期間については、B市において国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申請免除期間として承認されていたとしているが、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は4年7月又は同年8月に払い出されたものであることから、同年7月の払出しであったとしても、申立期間②のうち同年1月から同年5月までについては、遡及して免除申請することができない期間である。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②と③の間の平成7年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料は9年7月14日に、申立期間③後の同年2月及び同年3月の保険料は11年3月23日に、それぞれ、申請免除期間に対する追納保険料としてではなく、未納期間に対する過年度保険料として納付されていることから、過年度納付が行われるまで当該期間が未納期間であったことが確認できる上、通常、申請免除は申請が行われた年度の年度末まで承認されるものであることから、平成7年度及び8年度について、当該期間のみが未納で、その前後の期間が申請免除期間であったとは考え難い。

その上、申立人は、その姉についても、平成8年4月に転出するまで、B市において国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申請免除期間として承認されていたとしているが、申立人の姉の年金記録を確認しても、同年3月以前の国民年金加入期間について、5年4月から同年8月までの期間を除き未納期間となっている上、同年4月から同年8月までの保険料は納付済みとなっている。

このほか、申立期間①について申立人が国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立期間②及び③について申立人が保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成3年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立人の4年1月から7年6月までの期間及び同年10月から9年1月までの期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 1111 (事案 506 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から52年12月まで

申立期間については、夫が昭和44年*月に亡くなり、国民年金保険料の納付を1年間免除してもらったが、その後は納付していた。保険料の大部分はA支所で納めたこと記憶しているが、婦人会での集金もあったと思う。当時の書類は残っていない。前回申し立てたが、納付記録が訂正されていないので、もう一度申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(当初の申立期間は、昭和45年7月から52年12月まで)に係る申立てについては、i) 申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿における納付記録によると、当初、昭和43年10月から52年3月までは法定免除期間、52年4月から同年12月までは未加入期間となっており、その後、法定免除期間の記録は取り消されて未加入期間に変更されているが、これら期間については、申立人は申立人の夫の厚生年金保険の遺族年金受給者等であるため国民年金の任意加入対象期間となり、国民年金保険料の免除を受けることができないことから、国民年金の被保険者資格が取り消されたものと推認できること、ii) 国民年金保険料の免除対象者については、通常、保険料の納付書が送付されることは無く、B市においても、「当時、法定免除対象者に対して納付書は発行されていなかった。」としていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたことは間違いのないため、年金記録を訂正してほしいと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、上述のとおり、申立期間の一部を含む昭和43年10月から52年3月までについて、当初、法定免除期間となっていたものを、後に、法定免除の記録が取り消されて未加入期間に変更されているが、これについて、制度上やむを得ない事務処理であるとはいえ、当該期間はこれら事務処理の結果として未加入期間となったものであり、申立期間当時、申立人の年金記録管理が適切になされていれば、これら事務処理が行われる可能性も低かったことを考慮すると、行政側における申立人の年金記録管理の適切さやこれら事務処理の妥当性については疑問が残るところである。しかしながら、このことは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情とは言えず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 61 年 10 月に国民年金に加入したが、その時、2 年前まで遡って国民年金保険料を納付することができると言われたので、一括して納付した。59 年 10 月まで遡及して納めたと思っていたが、申立期間が未納となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「昭和 61 年 10 月に国民年金の加入手続を行った際に、2 年前まで遡及して国民年金保険料を納付したので、加入手続の時点から 2 年前となる 59 年 10 月まで遡及して保険料を納付したと思っていた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、当該記号番号に係る A 市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は、62 年 2 月に、60 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の遡及納付は一度だけであるとしている上、遡及納付した期間や納付金額等についての具体的な記憶も無いことから、申立人は、昭和 62 年 2 月に、可能な限り遡及して過年度納付を行ったものの、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1834 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 23 日まで
年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、納得できないので再調査して記録を訂正してほしいと主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から24年5月1日まで
② 昭和24年6月1日から26年1月13日まで

夫はA事業所から依頼を受け、昭和23年6月1日から26年1月12日まで就労したはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えているものの、いずれも申立人が勤務していた時期については記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A事業所の元事業主の連絡先は不明である上、同事業所について法務局に照会したものの、商業登記の記録は無いとの回答であったため、役員等の連絡先も不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和24年5月1日に資格取得、同年6月1日に資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
年金記録を確認した際に、脱退手当金を受け取ったことになっていた。脱退手当金のことは知らなかったし、受け取った記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われたことがうかがえる回答日（昭和 35 年 3 月 24 日）が記載されており、この回答日は脱退手当金支給日（同年 5 月 13 日）に近接している上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無いことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月20日から同年12月10日まで
② 昭和40年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和39年1月12日から40年10月25日までの期間については転船を経てA丸に乗船し、同年10月29日から43年5月30日までの期間については転船を経てB丸に乗船しており、船員手帳からも明らかである。申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が主張するとおり、C丸(D)に乗船していることが確認できる。

しかしながら、A丸(D)は昭和58年2月28日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期にE丸(D)及びC丸(D)において被保険者資格がある同僚6人について調査したところ、6人全員についても申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られることから、事業主は、多くの船員について一時期、船員保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

申立期間②について、上記船員手帳により申立人がF丸(G)に乗船していたことが確認できる。

しかし、B丸(G)において申立人の資格取得日と近接した日に船員保険被保険者資格を取得している同僚について調査したところ、船員手帳の雇入年月日と資格取得日はいずれも相違していることが確認できる。

また、後継事業所であるH社から提出された船員保険被保険者資格取得届に

よると、申立人は昭和40年11月1日資格取得、備考欄には*号と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって申立期間が船員保険の被保険者期間に該当するものではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗船する前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険被保険者資格を取得していたこととはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月頃から同年5月頃まで
私は申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の元代表取締役及び同僚の供述によると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に照会したところ、1か月から1年程度の試用期間があった旨の供述をしていることから、申立期間当時、A社において、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、B社に照会したところ、当時の資料等は無く不明との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
私は、A社B支店に昭和 47 年 6 月 30 日まで勤務したため、厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日になる。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店が発行した在職証明書より、昭和 47 年 6 月 30 日まで同社に勤務していたことが確認できると主張している。

しかしながら、A社本店から提出された申立人の人事記録によると、解職の日は昭和 47 年 6 月 29 日であることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の記録は、事業所名が不明であるものの、昭和 45 年 4 月 1 日資格取得、47 年 6 月 29 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録により確認できるA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び同社B支店における資格喪失日と一致している。

さらに、申立期間における複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職日については記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、A社本店に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「社会保険の資格取得喪失等及び保険料控除を確認できる資料は残っていない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。